

人権行政のあり方に関する意見募集の結果について（概要）

大阪市人権施策推進審議会では、「今後の人権行政のあり方について」諮問を受け、大阪市の人権行政の現状や課題ならびに今後のあり方について、課題整理や枠組みの検討を進めています。

本年6月から7月にかけて、答申策定に向けての審議の参考にさせていただくため、人権の擁護を図る活動をされている団体や、さまざまな人権問題に関心をお持ちの市民のみなさまからの「人権行政のあり方に関するご意見」を募集いたしました。

その結果、80を超える団体と150名の多数の市民からご意見をお寄せいただきました。

この幅広い市民のみなさまからいただいたご意見を、答申にできるだけ反映させることが重要であり、引き続き、市民と行政が協働し、心豊かで、生きがいのあるまちづくりをめざした人権行政のあり方について論議を重ね、本年中に答申を出す予定です。

意見募集結果

- 1 意見提出件数 232件（団体意見 82件 個人意見 150件）

- 2 意見提出方法 メール 43件
 郵 送 151件
 F A X 32件
 その他 6件

- 3 意見募集期間 2007年（平成19年）6月11日～7月20日

- 4 選択肢設問単純集計結果

	評価できる	どちらかといえば 評価できる	あまり評価 できない	評価できない	無回答
大阪市の人権行政についての評価	16 6.9%	61 26.3%	82 35.3%	50 21.6%	23 9.9%

	必要だ	どちらか いえば必要だ	あまり必要 でない	必要でない	無回答
行政と市民との「協働」の必要性	171 73.7%	28 12.1%	3 1.3%	1 0.4%	29 12.5%

5 記述式意見の概要（主なご意見）

それぞれの質問項目にお答えいただいたご意見と自由記述のご意見も合わせ、ほぼ同じ内容のご意見はまとめ、箇条書きで記述しました。

今回の意見募集につきましては、個別の論点にかかる賛否の数を問うものではないとあらかじめ明記してお答えいただきました。一部、同じ内容のご意見が多数提出されているものもありますが、件数につきましては記載しておりません。

(1) 大阪市の人権行政の現状について、評価できること

◆ 条例の制定、方針、計画の策定、推進本部の設置等、制度的枠組み

- ・ 人権尊重の社会づくり条例を制定し、人権行政基本方針（特に、理念を実現するための3つの基準）や人権教育・啓発推進計画を策定したこと
- ・ 人権室という人権行政を推進する体制を作り、人権施策推進本部など部局横断的な機関、人権施策推進審議会を設置したことなど制度的枠組みを作ったことは評価できる

◆ 人権教育、人権啓発

- ・ 学校教育の中で「人権問題」を学ぶ機会があることは、全国的に見ても評価できる
- ・ 保育所、学校において同和保育・教育、障害児保育・教育、多文化共生保育・教育、男女平等保育・教育など人権保育・教育に取り組んでいること
- ・ 全国に先駆け、同和問題だけでなく幅広い人権について学ぶ機会を生み出し、人権教育の礎を築き、基本的人権と人間としての尊厳を保障する教育に取り組んできた
- ・ 学校のPTA活動の中で、人権委員会というパートがあり、学習、人権広報活動への関心が高められている
- ・ 人権教育および人権啓発活動に積極的に取り組み、事業、イベント（かけはし座の上演等）を実施したり、講演会など研修の機会が多くあり、啓発用資料（人権ハンドブック等）を幅広く作成・配布している

◆ さまざまな人権課題への取り組み

- ・ 高齢者や障害者、外国籍住民、女性、子ども等さまざまな人権に関わる問題に、いち早く、前向きに取り組もうとしている
- ・ 大阪市の人権行政は、全国においても、質・量ともに優れていると思う
- ・ 入札制度の改革を通して障害者や母子家庭、ホームレスなど就職困難層の雇用創出を促進し、人権確立のための新しい仕組みづくりに取り組んでいること
- ・ 総合生活相談事業、地域就労支援事業、進路選択支援事業、人権相談事業の実施、社会福祉協議会への生活支援員の配置など、複雑、多様化する人権問題の発見、相談機能の確立へ向けた取組に挑戦していること
- ・ 大阪の実態に即した取組みを継続的かつ積極的に行っている
- ・ 相談窓口が充実してきている、広報活動に力を入れている
- ・ 効率優先社会の中で、最も基本的な「人権」に取り組む姿勢がある
- ・ 他の自治体に先駆けた男女共同参画の動きや低床バス、赤バスの運行、施設のバリアフリー化、朝鮮学校に対する補助金、各種団体との情報交換、意見交換
- ・ 高齢者虐待・高齢者権利擁護の啓発はある程度できていると思う
- ・ 在日外国人への基礎日本語クラスの開催
- ・ 「西成差別実態調査」「西成区民宣言」など西成差別撤廃の取り組みを行ったこと

◆ 地域リーダー

- ・ 市民の力を生かすよう、地域リーダーの育成に取り組んでいる
- ・ 市民啓発のリーダーとして約1000名にのぼる人権啓発推進員を養成し、その活動を積極的に支援してきたこと
- ・ 児童虐待予防地域協力員の養成・研修をおこなっていること

◆ 施設等のとりのくみ

- ・ 人権文化センターは、地域住民のつながりと協働づくりのための地域福祉の拠点として様々な役割を果たしてきた
- ・ 在住外国人の多い地域の生涯学習ルームでの、識字・日本語交流教室の開設と、人権文化センターや青少年会館での識字教室の開設
- ・ 市民や利用者、当事者の声に耳を傾け、時には現場・現地を視察し、協働としての営みとして人権行政が進められてきた
- ・ 人権博物館などのこまめな展示

◆ 職員の研修、職員の意識

- ・ 職員を対象に系統的な人権研修を実施している
- ・ 区役所をはじめ行政窓口で、当事者の立場に立った、状況を汲み取ろうとする意識の高い職員が多い、指摘すると改善に向けて考える職員が出てきた

◆ これまでの同和行政

- ・ 全国に先駆けて、同和行政、同和問題の解決に取り組んできた実績、歴史は評価できる
- ・ 特別対策終了後も 2005 年度までは、一般施策で同和問題を解決する事業を実施し、市民や利用者の声に耳を傾け人権行政を進めてきたこと
- ・ 1965 年の同対審答申を尊重し、地域住民と協働して人権のまちづくりに取り組み、さまざまな施策・事業を展開し、格差解消を図ったこと
- ・ 「同促・地区協方式」は同和行政・人権行政における基本・原則ともいえる「当事者参加」「当事者との連携」や「官と民の協働」の観点からも先進的で画期的で、(社)大阪市人権協会とパートナーシップを組んで人権行政を進め大きな成果を挙げてきたことは、官民一体となった取り組みの先駆けであった
- ・ 青少年会館の建設により、小中学生の放課後の居場所作りを行うなど、同和対策からはじめて、他の子どもの人権に関する諸課題にまで広げて具体的に実施してきたこと
- ・ 同推校における学校給食の実施、特別就学奨励費、高校・大学奨学金などの制度の実施により、同和地区出身の子どもたちの学校生活、進学の支援を行ってきたこと

◆ 同和行政の見直し

- ・ 「地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会」を設置し、同和行政を見直して透明性を確保し、開かれた行政に進化しようとする姿勢に対しては高く評価する

◆ 今回の意見募集

- ・ 今回「意見募集」を行ったこと
- ・ ようやく市民の声が届き始め、このようなアンケートが私の手にも渡った

(2) 大阪市の人権行政の現状について、評価できないこと

◆ 透明性、情報公開、広報活動

- ・ 人権行政といっても、どのような取り組みをしているのか情報が少ない、こちらで調べないとわからない
- ・ 市民が評価を行う上での事業等の成果・効果の資料化および情報公開が不足し、透明性の確保に欠けている
- ・ 事業・施策や補助金において、現時点では是正、改善されていない部分や透明性が確保されていない部分、密室的な部分があると思われる
- ・ 人権擁護相談、人権行政と、個別の人権問題に対する取り組みとの有機的な関連が見えにくく、地域に〇〇委員が多すぎる、また、その活用が見えにくい
- ・ いろいろ取り組まれている施策が、市民や職員（スタッフ）に届いていないと感じる

◆ 広聴活動、当事者の参加、市民との協働

- ・ 当事者の声にちゃんと耳を傾けて当事者に学ぶ姿勢がない
- ・ 一部の団体に偏って意見を聞く傾向があり、幅広く意見を聞く姿勢に欠ける
- ・ 声の大きな団体の意見は良く聞かすが、小さなグループの声は大切にされない傾向がある、声の大きな少数意見に振りまわされているのではないか
- ・ 人権施策推進審議会に同和地区住民や障害者等の当事者が参加していない
- ・ 市民参加の市政を謳いながら、当事者（差別を受けている人、弱い立場の人）の意見を聞いて市政をしているとは思えない
- ・ 人権問題は非常に広い範囲に及び、行政の気付かないところも多数あるので、市は市を知る必要がある
- ・ 人権行政を推進するにあたってNPO等との協働を図る方針が記述されているが、現状においては具現化されていない、歴史の浅い団体に対する待遇の公平性に欠けている
- ・ 「市民活動推進条例」が施行されたが、まだまだ市政の重要な課題として位置づいておらず、官尊民卑の姿勢や排他的な手法は市政改革や財政改革に資するとは考えられない
- ・ 「団体との協議等の持ち方に関する基本指針」や「要望等記録制度」は、NPOや市民団体の役割を軽視し、連携を阻みかねない

◆ 人権行政の偏り

- ・ 政策決定手続きの透明性が欠如し、中にはその役割を終えたにもかかわらず継続した事業もあり、真に市が主体性を確保しているとは言い難い偏った施策で、本来の人権行政とかけ離れている
- ・ 幅広い人権問題の中、一部の団体に偏った対応をしてきたことはあまり評価できない
- ・ 啓発は同和問題が中心で、しかも、市民が差別者扱いされている
- ・ 人権行政といえば、同和行政が頭に浮かぶ、同和対策以外の人権行政が見えてこない
- ・ 市民という言葉を使うが、いつも特定の団体を想定しており、一部の同和運動団体との関係の中で同和行政・人権行政が推進している感があり、真に市が主体性を確保しているとは言いがたい、サポート的存在になりやすい状況にある
- ・ 市民と行政の協働といっているが、大阪市が協働しているのは人権協会であり、人権協会は今までの同和行政の歪みを正常化することなく継続しているもので、評価しがたい
- ・ 人権といえば同和しかないような偏った施策で、そのつけを、他のことに対しても推進

しない口実に使うから意味がない

- ・ 市が法期限後も「人権行政」と名を変えて偏った考えを市民に押し付けるべきでない、すみやかにやめるべき
- ・ 逆差別がある、逆差別やエセ同和に対する毅然とした対応が今一步、「人権」の対象者が未だに特定の団体や地域に対する配慮と思われる、市民の意見を反映していない
- ・ 「特別対策」の廃止と「一般対策」の活用を進め、「人権行政」の創造に取り組んできたが、被差別部落対策に矮小化されてきた面がある
- ・ 解放会館（人権文化センター）等、一部の人の利用に片寄り、マンネリ化されている傾向が見られるのが残念

◆ 同和行政の普遍化・有効活用をしない見直し

- ・ これまで取り組んできた先進的な事業や社会資源について必要性や重要性を十分勘案し、普遍化すべき取組みについては、市全域に展開すべきであるが必ずしもなされていない
- ・ 行政と地域住民とでつくりあげてきた先進的な同和行政の成果やノウハウを広く大阪市政に広げようとし、特に、行政と住民との協働の成果を生かさず逆行している
- ・ 議論なしの同和行政の打ち切りは、目に見えないコストを増大させる、長年培ってきた社会的な資源が無駄にならないか危惧する
- ・ 同和対策推進審議会の意見具申を無視し、同和問題や同和行政に対する見識が不十分な委員からなる「地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会」を設置し、飛鳥会事件の原因・責任と、まじめに同和問題の解決に取り組んできた人々やその活動を混同し、一方的・無差別に事業や施設を廃止・縮小させた
- ・ 大阪市の財政状況を理由とする見直しであり、依然として根強く残っている差別の現実を見ず、被差別当事者の意見を無視し、行政が責任を回避している
- ・ かつて、同和保育所でのみ実施されていた主食（米飯）提供事業がその必要性からすべての市立保育所へ普遍化・一般化されたが、全国で8割もの中学校が実施し、法でもその重要性が認められている中学校における学校給食を、全校に拡大していくのではなく、廃止する方向を出している
- ・ 老人センター、青少年会館の条例廃止、4年後の障害者会館の民営化は、人権行政のインフラ整備が求められる中、隣接地域にも開放し、交流を促進していくという活用の方でなく、幅広い施設利用者の声を無視し、人権行政に逆行している
- ・ 市の対応は、当事者や利用者の意見を聞くことなく、一方的にマスコミに情報を流し、世論を作る手法で、差別意識を増幅させ、誤った理解・認識を植えつけた
- ・ 「定住のコミュニティをいかに育て発展させるか」というまちづくりの視点を捨て去り、一般的な低所得者向け施策に矮小化した結果、同和地区のまちづくりの歴史と経過を無視し、「ふれあい人権住宅」を廃止した
- ・ たくさんの人が集まれる青少年会館をただの貸館にした、つぶさないでほしい
- ・ 教育委員会人権教育企画室を突然廃止した

◆ 個別課題への取り組み

- ・ 「子どもの人権」問題に関する行政・市民の意識のあり方に疑問を感じる、不登校や非行傾向、障害のある子どもなど、課題のある子どもへの支援体制の弱さ、子どもの学校外活動に関する支援体制の弱さ、保護者支援のための公的な取り組みの弱さ、学校内のハラスメント事案に対する「かけこみ寺」的窓口、子どもの虐待防止、早期対応の重要

性が指摘される中、中央児童相談所しかない現実、市政運営に対する子どもの意見表明権、参加・参画できる体制が必要

- ・ 「入居差別」に対する取り組みが弱い
- ・ DV・セクシュアルハラスメント・子どもの虐待等まだまだ女性にかかわる課題が多いことから、人権意識の啓発に一層力を入れるべきである
- ・ 高齢者や高齢福祉施設に対する人権尊重に関する関心の低さは啓発が十分でないため
- ・ 野宿生活者の自立の支援
- ・ 一部の利権がらみの問題によって、真に必要な福祉等まで削られようとしている
- ・ 障害福祉制度の変化の中で、特に判断能力に困難のある利用者の権利擁護の課題に対しての施策がほとんど見えてこない
- ・ 弱者への理解がまったくない、自治体等が委託等の仕事（事業）を障害者等に解放すれば費用対効果は計り知れない、身近にある障害者（児）の人権の理解から始めるべき
- ・ 障害者差別や外国人差別、女性差別など同和問題以外の人権問題への取り組みが弱く、多重債務者問題や自殺問題など新しい人権課題への政策提案が立ち遅れている
- ・ 朝鮮学校に対する補助が日本の私立学校に比べて少ない、在日外国人高齢者給付金の額が少ない、障害者年金を受給できない在日朝鮮人に対する救済措置がない

◆ 職員の資質、人権意識、人権の視点

- ・ 前例主義で新しい試みへの積極性に欠け、縦割り行政からの脱却ができない職員が少なくない
- ・ 市職員の資質の改善、取り組む姿勢と主体性の欠如、意識改革が必要、
- ・ 窓口対応職員の積極性に欠ける対応が見られる、その場しのぎ
- ・ どの部署で話しても「総論では」とか「個人的には解かる」というが、具体的に話を進めると、遠まわしに「できない」とか、「前例がない」と前向きな姿勢がまったくない
- ・ 職員が障害を理解していない、施設をバリアフリーにしても、人ができること（心のバリアフリー）を行っていない
- ・ 対応が遅い、具体的にアクションを起こすのに時間がかかりすぎる
- ・ 人事異動のたびに仕事の引継ぎができていないので、前任者に行った説明をまた一から聞く等、無駄な時間を費やしている

◆ 事業、人権啓発

- ・ さまざまな人権に関わる課題について、制度的に脆弱だが高いニーズのある事業への独自策を打ち出せていない
- ・ 生活や職場での意識の変革が必要であるのに、現状の人権啓発事業はニーズとマッチしておらず、不満や物足りなさを感じている
- ・ 差別を受けやすいマイノリティの人権をどう守るのが人権行政の基本であり、現状の啓発活動だけでは非常に不十分である
- ・ 行政が実施している研修や啓発は上からの一方的な押しつけで偏ったものになっている
- ・ 独自性や先駆性を感じる事業が実施されていない
- ・ 人権啓発が形骸化しており、果たして本当に市民への啓発になっているか疑問
- ・ 読み書きや言葉の習得は、基本的人権の課題であるのに、識字・日本語施策が、生涯学習としてのみ取り上げられており、人権施策でない
- ・ 具体的課題から多様な委託事業を再編すべきであるが、プロポーザル・公募型に単純移

行となっており、効果的、効率的な人権行政が期待できない

◆ 人権侵害の相談、救済

- ・ さまざまな人権問題の相談窓口を明確にし、専門性・総合性を持つ相談機能を確立すべき
- ・ 人権侵害における被害の救済制度や問題解決に向けた支援への取組が不十分である
- ・ 多様化・複雑化している人権課題に対して、積極的・専門的・総合的な問題の発見・相談・支援のワンストップ機能が核となるべきであるにもかかわらず十分にできなかった
- ・ 法務局や人権擁護委員制度では対応できない人権侵害の救済を国任せにせず、積極的に取り組むべきであるにもかかわらずしていない
- ・ 人権侵害を許さない、地域や市民と協働した「人権侵害救済・相談システム」を確立することが重要であり、「人権侵害ケースワーク支援事業」を廃止したことは残念
- ・ 個別の人権侵害に関する取組みが明確にされていない（弱い）
- ・ 同和地区のない区には区役所以外に人権協会などの身近な相談機関が無い

◆ 市の役割（全般）

- ・ 新しい人権課題への政策提案が立ち遅れている
- ・ 行政の行う事務は、そのすべてが実質的には人権行政であるが、現状においては職員にその意識が欠けており、また行政独特の縦割りの問題もある
- ・ 人権尊重社会とはどんな社会で、どんな社会システムを構築していくのかという根本理念が定まっていない中、官民の果たす役割や協働の方向性が不明瞭な点が評価できない
- ・ 分権の時代といいながら、区に権限移譲をほとんどせず、縦割り行政が強い
- ・ 「市民の声を聞く」ことは大切だが、施策の継続性や実効性という面では不安である、市として責任を持って継続性のある人権行政を行うべきである
- ・ 人権は心の問題だけで、命にかかわる福祉や社会保障の問題がないがしろにされている
- ・ 「人権」をグローバルかつローカルに捉える視点にかけている
- ・ 人権の最大の問題は人間が人間らしく生活できる状況をつくることであり、福祉、教育、社会保障を充実させることを要求する
- ・ 同和問題以外の人権課題について実態把握、課題分析、施策反映が極めて不十分である
- ・ 社会的差別禁止の条例制定を積極的に検討すべきであるにもかかわらずできなかった
- ・ 人権文化センターなどの施設が有効に機能していない

(3) 行政と市民の協働において、大阪市に期待する支援・連携

◆ 必要な支援、資金の提供

- ・ 公共性・公益性が高く、社会資源として活用できる政策や活動に対する支援・連携（新規・継続事業に対する資金・物資・ノウハウ等の支援、情報・資料提供、相談システムの整備、複数の部局の窓口を必要とする事業等の調整、広報誌の活用）
- ・ 人権尊重の社会づくりに取り組むNGOやNPOに対する支援
- ・ 問題解決型人権相談活動に対する財政的支援、相談事例共有化による人権行政への反映
- ・ 行政の手の届かないことが多い中、団体に対しての支援をもっと行ってほしい
- ・ 市民が直接参加運営する団体の組織化への支援と事業委託等での育成
- ・ 市民の意見を事業に反映するための人権に関する予算の確保を期待する
- ・ 「問題解決」型の視点に立ち、地域や市民との協働を構築していくための財政支援や人的支援のあり方を確立させるべき
- ・ 経済的支援、NPO等が行う人権侵害等の相談事業に資金援助を行う、人権啓発映画（よい映画）の上映に関して支援・連携がもっとあってもよいのでは
- ・ 部落差別撤廃をはじめ差別撤廃と人権確立のための研究機関に対する支援の充実と活用
- ・ 地域経済の活性化に向けたさまざまな取り組みに対する連携・支援
- ・ ソーシャル・マーケットの観点からの、新しいサービスの創出とまちづくりへの支援

◆ 役割分担、対等な協働関係

- ・ 協働のためには、行政と市民が対等であることが大切、対等なパートナーとして認める
- ・ 民間の持つ専門性や創意工夫をどのように行政に生かしたいかという協働の目的が明確な連携を期待する、組織と財政の能率化・合理化が主な目標になると本来の目的から離れ、その実体は行政による民間からの搾取になる
- ・ 対等な協働関係を実施するには、両者に協働についての共通認識が必要であり、協働の成果が得られるための必要な予算について、意見を出し合い調整できることが望ましい
- ・ 「行政ができること」「市民ができること」「協働であるからできること」それぞれある
- ・ 市民が中心の組織づくりを行政が後押しする方向がよいのでは
- ・ 「団体等との協議のあり方」を見直すこと（ルールは必要だが市民運動と行政の両者で話し合って決めるべき）
- ・ 「市民活動推進条例」の具体化を図り、行政だけでなく、「大阪に住み、集まり、働くすべての人々が互いに信頼し、共感できる社会を実現するため、市民活動を積極的に推進する」よう、市民との協働は、人権行政推進にあたっての大阪市の責務である
- ・ 行政の手の届かないところを市民グループやNPO団体などと協力し合いながら進める
- ・ 市として主体的で責任をもった政策を打ち出すことと、大阪市人権協会とのパートナーシップを強化しながら市民との連携を図り、共に人権確立社会の実現に向けて取り組んでいく方向性を示してほしい
- ・ 現時点でもチェック機能を果たし地道に活動している市民活動の団体を活かす仕組み

◆ 連携の方法、機会、当事者参加

- ・ 行政－NPO・企業－市民という3つのフェーズの結びつきが有効
- ・ 協働のためには、相手の意見をしっかり聞くことが大切、意見を聞くだけでなく、一緒に解決方法を模索し、解決の方向性を見出すことが重要

- ・ 行政と市民の連携は「機会」を生み出すことと、「ネットワーク化」の2段階で進める必要がある
- ・ 当事者参加型の支援を考える、行政・市民・当事者の協働の営みができるシステム
- ・ 人権行政を行うにあたっての基本構想段階・方針作成時点から市民・被差別当事者の参画が保障されていること、被差別当事者の意見を聞く機会を十分に保障すること
- ・ 被差別当事者の団体や個別の人権課題に取り組む団体への支援・連携を通して、マイノリティの人権を守る人権行政を具体化する
- ・ まず、連携協力の強化を図るため、すべての事業・施策等の実施内容を事前に情報提供してもらい内容を把握することが必要
- ・ これまでの人権行政の成果や課題を当事者とともに総括すべき
- ・ 大阪市が進める人権行政と協働できる同和地区住民の総意を代表する機関を設置すべき
- ・ NPO、市民団体との定例会議を行う、話し合いや会議の場へ、行政もともに参加する
- ・ 空き地や空き施設の活用を、地域住民も参加したヒアリング委員会を設置して情報公開するとともに必要な社会資源としていくシステムを考えNPO等に意見を求めてほしい
- ・ 人権団体との対話と協調の中で、今後連携していかなければならない
- ・ 人権総合相談を中心とした市内全域での地域コミュニティづくりのための組織が必要であり、そのための条件整備のための連携が必要である

◆ 広報、周知、情報提供

- ・ 市政だより、区民だより等で、NPO等の活動紹介をする
- ・ 団体の活動への市民の認知度が低く、取り組みを市民に広く知らせる支援・連携を期待
- ・ 人権行政にかかわるすべての事業・施策や機関等の設立などの実施内容について把握する必要があるので、情報提供してほしい（事前、事後）
- ・ 区役所職員が区内のNPO、市民団体等の活動を把握し、市民に窓口で周知する
- ・ わかりやすい情報提供や制度の理解促進のため、きめ細かい普及・啓発に努めてほしい
- ・ 一定レベルの公共性があると認めた団体の情報は区の情報ラックにも置かせてもらえるようにしてほしい、市民局としても積極的な広報を

◆ 積極的な人権行政推進への反対

- ・ 行政は、市民の暮らし、健康、福祉サービスに徹し、特別なことはやるべきでない
- ・ 人権行政はきわめて難しい、それだけに軽々しく推進しないでほしい
- ・ あまり人権行政を積極的に推進しないでほしい、皮肉で言っているのではなく、人権行政というのは非常に難しく、不作為の作為の逆もある

(4) 行政と市民とが協働する場合、大阪市が行政として果たすべき役割

◆ 政策、方針、制度を定める

- ・ 政策の方針を定めること、市としての人権行政における責任ある政策を打ち出す
- ・ 市政運営の中心に「市民活動推進条例」の精神・基本理念が据えられることが重要
- ・ 未来へ続く環境づくり、人権尊重社会を作るためのシステム、ネットワークづくり
- ・ 条例の制定、基本方針、基本計画、実施計画の策定および信念を持った推進
- ・ 行政が市民の公僕であることを前提に市民の声を聞き、ビジョンを定め、具体的な努力目標を示し、定期的に評価し、再び努力目標を示すという作業をし続けること
- ・ 世論を恐れず、自信を持って堂々と本当に必要な人権行政をやってほしい、全国でも先進的に人権問題に取り組んできた、その質を落とさずリーダーシップをとってほしい
- ・ 制度としてきっちり位置づける、人権の法制度の整備・拡充
- ・ 人権課題を明確にし、それぞれの課題についての推進体制を確立する
- ・ 人権をいかに思い、扱い、いかにするか、市の方向性、姿勢を示すことを期待する
- ・ 人権に関する意識を高めるとともに市民の人権行政への役割を明確にすること
- ・ 当事者参加の人権行政を早急に構築し必ず進捗状況の意見交換をすること、その際に関連部署はすべて参加し、縦割り行政の弊害をなくす事
- ・ 大阪府の進める人権行政との連携・連絡調整を行うこと
- ・ 現場担当者の意見を十分に聞き、現場の実態に即した形で柔軟に人権行政を行うこと
- ・ 誰もが安心して、生活をともに楽しめる地域づくりを行うこと
- ・ マイノリティの人権を護る人権行政を具体化すること
- ・ 「市民」とは何（誰）をさすのかを明らかにすること

◆ 予算化、事業実施

- ・ 市民の意見を事業に反映するための人権に関する予算を確保し、事業を行うこと、実施計画を実行するための予算の確保、具体的な人権行政の課題解決に市民が主体的に参加し、重要不可欠な役割を果たせる事業の創設
- ・ 口は出さずに金を出す、市内で活動する団体への資金援助、経済的支援
- ・ 必要などころに行政が支援の手をさしのべること
- ・ 公共事業など無駄なことをせず、市民のためにお金を使うべき
- ・ 人権行政の一端を担うことの出来る各種団体、NPO、任意グループ等の支援・育成
- ・ 効率（意義）を考え、必要であればそれぞれに予算化していくことが必要
- ・ 人権尊重のまちづくりに向けての条件整備や人的・財政支援などの役割がある
- ・ 市民、とりわけ困難を抱えている市民の自己実現に役立つ教育の向上や、就労の安定に役立つ施策の充実
- ・ 地域特性を勘案した事業の創設と、地域なり団体が事業を選択できる手法が必要
- ・ 行政としての主体性・積極性を発揮し、市民が活動できる条件整備に努めること

◆ 協働する体制・姿勢

- ・ 協働についての明確なミッションをもつ、必要な情報の共有化、対等な協働のための理念の一致と相応の予算を要するという認識の徹底が必要である
- ・ 市民と人権施策についての意見聴取だけでなく、意見交換をし、批判的な意見も積極的に受け入れ、施策に反映することが重要である

- ・ 人権を守り促進する主体は市民であり、行政は市民が活動しやすい環境を整えるべき
- ・ 協働とは名ばかりでNPO等を安上りの下請け程度としか考えていない行政が真のパートナーとなる必要がある、市民がすれば安上りという発想はやめてほしい
- ・ 必要に応じて互いにリーダーシップを取り合う柔軟性
- ・ 行政と市民が対立するのではなく、行政が協力姿勢を明示すること
- ・ 専門性を持った職員（市職員でなくても良い）を市民の身近なところに配置する
- ・ 協働のために「必要な施策」を推進し、「環境作り」に取り組むのは大阪市の行政責任
- ・ 「人権行政基本方針」にある「ボランティア活動のインセンティブ（誘導策）の企画」「市民ニーズの反映」を具体化することから始めるべき
- ・ 一部の協議会や団体との思いを等しくするのではなく、偏りのない、公共性を持ったコーディネーターとしての働き、市民と市民、団体などをつなぐ役割
- ・ 各種団体、NPO、任意グループ等の支援・育成及び、意見・行動を積極的に受け入れる体制づくり
- ・ モデル事業を推進して市民に広く知ってもらおうと、市民が担う役割も明らかになってくるのではないか
- ・ 市民と人権施策について協議する場を増やす、被差別当事者と十分に連携をとる
- ・ 市民の誠意によるボランティア精神のみに頼っているのはおかしい
- ・ 当事者をもっと信用する
- ・ 差別された人の立場に完全に立って問題を解決する姿勢、地元住民・被差別当事者の意見を十分聴く体制を確保すること
- ・ 人権行政のパートナーとしてのNPOやボランティアの育成・支援の検討
- ・ 団体の活動への積極的な参加及び協力
- ・ 地道に活動している団体を生かす仕組みが望ましい

◆ 場の提供

- ・ 人権団体が一堂に集まり、情報交換や親睦を深められるような場を提供してほしい
- ・ 閉鎖された小学校、地域の小学校の空き教室等、死蔵させないで地域に幅広く開放する
- ・ 公的施設（小中学校の空き教室や体育施設等）の運用と市民開放についての抜本改善
- ・ 人権尊重の社会づくりに取り組むNGOやNPOの活動の場の確保、特に、人権文化センターの活用、人権文化センターのない区では既存の類似施設の活用
- ・ 青少年会館における子どもの居場所作りのための条件整備
- ・ 「トモノス」「老人福祉センター」「障害者会館」「青少年会館」「人権文化センター」等、既存建物を地域の財産としてNPO等の支援ネットワークづくりの拠点として再生活用
- ・ 市民との協働の場をつくり、草の根的運動を展開して人権行政を推進してほしい
- ・ 人権問題に取り組むNPOなどの団体がより活動を進めることが可能になるための場所の提供（人権サロン）の支援が必要
- ・ 幅広い参加で永住外国人による情報交換および政策提言の場としての会議の常設
- ・ 市民と人権施策について協議、意見交換する場を増やすことで、さまざまな立場の人が人権に関心を持つことが必要
- ・ NPO等の団体がさらに活動しやすくなるための環境整備・充実化およびその周知
- ・ 行政・関係機関との意見交換や交流、相互連携を図ることのできる機会（場づくり）
- ・ 市民と行政との協働を実現する最適な場である施設、その拠点の信頼性を高めること
- ・ 市民団体間や企業との連携を図るための場づくり（区単位、活動分野単位での実施）

- ・ 他組織と交流や情報提供できる枠組みを作り、活動拠点の確保への支援がほしい
- ・ 市民が自由に学べる環境を作ること
- ・ 市民が具体的に人権行政に参加できる多様な場や機会を提供すること
- ・ 障害者も健常者と同じで仕事も同じようにできるということを証明できる場を、行政が率先して創造すべきである

◆ 職員の育成、意識改革、連携

- ・ 職員全体の人権感覚の向上、人権課題と当事者の現状を的確に把握できる感覚を身につけない限り問題の解決には至らない、もっと管理職の意識改革をするべき
- ・ 行政として各種団体、NPO、任意グループを見極める力のある人材、自らのスキルとモチベーションの高い職員を育てることが急務
- ・ 大阪市内部での、行政の横断的な連携、特に、連絡・調整を行うこと
- ・ 圧力に屈しない意思を持つこと
- ・ 現場で働く大阪市職員のやる気が低下している、大阪市が人権行政を構築できるか疑問
- ・ 市長をはじめとする全職員に対する系統的な人権研修の充実
- ・ 数年間の担当をがまんして過ごすのではなく、市の職員として、一人の市民として人権問題を知っていくこと、専門性を持った人材の養成
- ・ もっと現場を見てほしい、実際の現場に足を運べば、何かが変わる
- ・ 各人権課題については背景や市民の認識で大きな違いがあるが、一人一人の心が通わない限り差別意識の解消は困難であり、市の職員が正しい理解と認識を徹底して学習することが必要である、職員の人権感覚が向上すれば、問題解決のための気づきがある

◆ 実態調査、評価、見直し

- ・ 人権にかかわるデータや実態を把握し、客観的な視点で分析、情報を公開すること
- ・ 市内部の実態調査を正確に行い、市民への報告をすべき
- ・ 効果測定、実態調査、意識調査の実施
- ・ 市民活動と連携した実態調査の定期的実施と施策の評価見直し
- ・ 形骸化するのではなく、実態を把握し、それぞれの事象に丁寧に向き合ってもらいたい
- ・ 実態調査の定期的実施（少なくとも5年に1度は人権課題ごとに実施する）
- ・ 大阪市のすべての施策実施においても、人権という視点から評価していく適切な評価システムを作る
- ・ 人権侵害実態の把握とその解消
- ・ 差別、人権侵害の現状、施策の実施状況等を明らかにした人権白書の定期的作成
- ・ 施策の評価、基本方針、基本計画等の積極的な見直し

◆ 広聴、広報、情報公開、透明性の確保

- ・ 市民一人一人の耳に届いていない、見ない者が悪いという感覚の払拭
- ・ 現地視察、現地調査を実施し、現場の意見の集計・集約に基づいて施策を出していくまでの過程の情報の開示、提供、説明が求められる
- ・ どんな子細な情報でも難しい言い回しはやめてわかりやすい報告を
- ・ 実態を踏まえた市民意見の聴取等の手続きを制度化するとともに政策立案できる公明正大な仕組み
- ・ 事業実施や機関等のメンバー構成時には可能な限り公募形式を導入するなど、透明性が

確保されなければならない

- ・ 権利擁護事業等の内容の情報公開、会議内容の市民への伝達、市民とともに考えあう場の提供、その結果を解かりやすく説明、支援していく部署を身近な区役所に置き、待っているのではなく、自ら進んで市民の中に入っていきアウトリーチが必要
- ・ 基本方針や条例などの改正の時、市民などへの周知を積極的に行ってほしい

◆ 啓発

- ・ 長期的視野で啓発の場作りを続ける
- ・ 市民自身の人権問題への積極的な興味・関心を喚起することが重要
- ・ 市民に主権者意識を持たせる啓発活動を進める必要がある
- ・ 差別撤廃・人権行政をもっともっと広く市民に訴えなければ、絵に描いたもちである
- ・ 市民意識の啓発や青少年への人権教育推進、人権意識を持った地域リーダーの育成
- ・ さまざまな市民意識調査等の結果を踏まえた人権教育・啓発の推進
- ・ 人権啓発を進め、市民活動が行政推進に不可欠であることを積極的に啓発・宣伝する
- ・ 差別事象、人権侵害を年ごとに集約し、それを土台に企業・市民・行政職員などそれぞれのニーズに合わせた啓発・研修を行う、現状に合わせた研修が特に大切
- ・ 参加型の研修を取り入れる

◆ 相談、救済

- ・ 相談窓口を明確にすること
- ・ 外国人の人権問題について、どこかにきちんとした窓口を確立してほしい
- ・ 高齢者や障害者の本心をくみ取り、親身な相談や受け入れができる窓口や組織が必要
- ・ 生活や人間関係など困ったことを相談できる場所がほしい
- ・ 人権侵害被害者の救済
- ・ 専門の相談支援員の育成と当事者への療育の実施（発達障害者（児）の権利擁護）

◆ 国やメディアへの働きかけ

- ・ 国に対して、人権擁護にかかわる法律の制定に向けた働きかけを精力的に行うこと
- ・ マスコミに対して差別の現実や施策・事業の成果を十分資料提供し、正しい報道がなされるよう要請すべき
- ・ 障害者自立支援法は人権侵害ともなっていることを踏まえ、ともに国に要望してほしい
- ・ 在日外国人の人権問題では国際的に批判されている国の制度がある、連携して国に対して要望すべき

(5) 行政と市民とが協働する場合、市民が担うことのできる役割

◆ 声を集め、提供する

- ・ より専門的で、生活に密着した、当事者の声を集めることができる
- ・ 当事者の立場からの市民ニーズの掘り起こし
- ・ 職員では把握できない事を、保護者や近所づきあいのレベルでわかることを、行政に伝えること
- ・ 人権侵害情報（差別や人権侵害の現状）の提供と人権啓発情報の伝達
- ・ 当事者団体や当事者宅へ直接訪問し、大阪市が進めている人権行政を説明し、支援や連携ができる機関がいろいろあることを知らせ、利用を促進していくこと

◆ 行政に意見を言う、提案する

- ・ しっかりと声を上げて積極的に意見を言う、市民の声を直接行政に反映させる
- ・ 地域の声を行政にフィードバックしていくこと、パイロット的な取り組みから、市民の声やニーズを行政に上げていく、行政への情報提供と政策提言を積極的に行う
- ・ 行政の行動を支援するとともに不当な行為をしないよう監視し、明確な答えをもらえる話し合いの場を作る
- ・ 地域のまとまりから生まれた内容を、行政にあげる市会議員を育てる
- ・ 被差別当事者は、差別や人権侵害の実情を訴え、人権課題を明らかにし、大阪市が実施している人権行政の問題や改善に、当事者の立場からさまざまな意見を述べるべき
- ・ 自分たちの取り組みを通じて見えてくる様々な人権課題を解決するための施策、当事者ならではのアイデアの提案、当事者の意見を積極的に組織的にとりまとめて提言する
- ・ 市民の立場から、行政が担当すべき分野と事業を提案する、アドボカシー的な役割

◆ 主体的な参加、行政との協力

- ・ 人権を大切にする社会を作るためには行政の力だけでは難しく、市民一人一人のネットワークづくりから始めることが大切で、その主役になるのは市民だと思う
- ・ 企画立案への参画、住民周知、市民ネットワーク活用、地域特性の掌握、調査等の協力
- ・ 人権問題を市民的課題に高め、市民の人権問題への参加を促進し、支援することが必要
- ・ 行政に任せっきりにせず、権利だけを強調せず、理念を持って協力し合うことが義務
- ・ 行政とともに考え（今は敵対心が強い）、それぞれの立場からできることから始める
- ・ 地域コミュニティが前面に立ち、行政がバックアップすることで、コミュニティの再生を目指すべき
- ・ しっかり選挙等に参加して地域のことをもっと考える必要がある
- ・ 市民リーダー、団体（NPO、企業）構成員として相互連携し積極的に活動へ参加する
- ・ 隣近所でのコミュニケーションを通じて地域内での実践と啓発を行うこと
- ・ 住民による自主的な自治活動の活性化により、人権課題に取り組む
- ・ 出資団体、公益法人、NPO、ボランティア団体が、人権行政に積極的な役割を果たす
- ・ 啓発の集いや研修会などへの協力、事業の推進
- ・ 行政では難しいきめの細かい現場に沿った活動で行政の支援をすること、市と市民のパイプ役になれる人材は職員ではなく市民
- ・ 行政とは違う「敷居の低さ」「気軽さ」「話しやすさ」を活かした取り組みをする

◆ まちづくり、子育て

- ・ 居住地における人権尊重のまちづくりへの参画、支えあいの地域づくりの推進
- ・ 行政が直接行えない、公平性や手続きの公正性にとらわれないサービスを担うこと
- ・ 人権行政は地域のまちづくりの一環でもある、「人権共生のまちづくり」の取り組みにおいては、地域団体と市民が効果を上げることができる
- ・ 市民それぞれが人として認め合い人権を大切にすることから福祉のまちづくりを進める
- ・ 次代の担い手である子どもたちを地域住民で協力して育てていくこと

◆ 相談

- ・ 地域における人権相談、人権侵害被害者の保護
- ・ 差別や人権侵害の解決に向けて、各分野における専門性や構築したスキルを提供する
- ・ 隣人として同じ視線で考えることができる、市民の目線で継続的な支援の実施
- ・ 適切な合理化と市民感覚に沿った問題解決方法を導入する

◆ 組織、ネットワーク

- ・ ありのままの姿を提供することで人権に対する取り組みをともに考え、共有しながら対応できる組織作り
- ・ 効果的な支援につながるような支援事業の調整（当事者へのエンパワメントを含め）
- ・ 地元住民での集まり、ボランティアでの地域のまとまりを今以上にすべき
- ・ 区単位、地域単位でのコミュニティづくりや人権問題が発生した場合にその場で注意や対応ができる市民をネットワーク化していく方向性は重要、そのため各区人権啓発推進員が中核的な役割を担うことが大切、さらなる資質向上と任務の拡大を図る必要がある
- ・ 自分たちの場で足元から実践を積み重ねていき、ネットワークを作っていく
- ・ 人権行政に積極的に参加していくため、被差別当事者の組織化やネットワーク化が重要

◆ 人権意識

- ・ 各々が人権意識を高め積極的に人権問題に取り組むことで、安心できる楽しい社会を築けるよう、他人事でなく自分のことに置き換えて考えていくことが市民の役割
- ・ 市民一人ひとりが当事者であるという認識を持つこと
- ・ 自分が持っている権利に気づき理解すること、他人も同じように権利を持っていることを理解すること
- ・ 公務員や会社の上司や社会的に影響のある立場の人々がしっかりした人権意識を持つことが大切
- ・ 人々の中から差別意識を100%なくすことは不可能であることは自覚すべき

(6) 大阪市の人権行政について、市民が人権の観点からチェックするための仕組みや体制

◆ 透明性、情報公開、意見聴取

- ・ 日常的に人権行政の推進という視点からの市民や団体の意見を吸収するシステムが求められている
- ・ 人権行政にかかわる詳細な事業実績の報告を一般市民が見れるようにホームページ上でオープンする（役所がどこまで対応してくれるのかがわかりにくい）、全面情報公開
- ・ 市民と行政との定期的な意見交換会、ワーキング会議の公開、議事録の公開
- ・ 必ず年間の事業報告を行い、事業の必要性を事業を行う側と管理する側で議論する体制
- ・ 市民からの苦情やその対応について公表する
- ・ 何に対して必要な人権行政なのかを知ることのできる体制づくり
- ・ 身近な児童委員・民生委員、地域内にある人権問題に取り組んでいる施設などを、もっと一般市民に情報公開して利用しやすくする
- ・ 行政で行われていること、税金の使い方などを「わかりやすく」開示、行政の行き過ぎがないよう、プライバシーの侵害がない程度の情報公開
- ・ 住民懇談会や意見交換会を開催し市民の意見を幅広く聞くことが大切
- ・ モニタリング制度の導入を図る
- ・ リーダー役割の委員経験者を除き、多方面から新しい人材を募り、積極的な市民参加を促す、委員会が実質的に民意を反映するような体制が大切
- ・ 同和行政や人権行政の大幅な変更を行う場合、当事者関係者との事前協議を十分に行う

◆ 当事者（民間）参加、地域密着

- ・ 当事者参加型の地域密着型のシステム構築が必要
- ・ 行政窓口でなく、学校に民間の相談員による幅広い相談窓口を置く（経費は行政）
- ・ 小さなセル単位（区役所）の活用が不可欠、人権問題に取り組んでいる企業や団体、当事者、大学教授などで各区ごとに委員会を立ち上げ、年3～4回議論する
- ・ 各区段階で人権行政に関する区民会議を置き、各区での推進の評価検討を協働で行う
- ・ 外部委員だけのチェック機関でなく、当事者（地域住民・施設利用者）も含んだ組織
- ・ 小学校ごとに人権尊重のまちづくり協議会を設置し、広範な市民の参画を得ること
- ・ はぐくみネットや学校評議員会には、人権問題精通者や被差別当事者の参画を確保する
- ・ 個別の人権課題を審議できる機関の設置か、人権施策推進審議会の中に各課題の部会を設置して、当事者も含めた組織の運営が望まれる
- ・ 一般公募、公開抽選で委員を決める
- ・ 人権施策推進審議会への同和地区住民、高齢者、障害者等の当事者の参加
- ・ パブリックコメントだけでなく、関係利用者や当事者との協議を踏まえて施策を進める
- ・ 市民グループのネットワークを作る
- ・ 市民・団体に、大阪市の人権行政にかかるモニタリング制度導入を図る
- ・ 「市民代表者会議」などの常設会議を実施し、常に行政に対するチェック、問題提起、現地視察、対策立案、問題提起というプロセスをくり返さなければならない
- ・ 関係者を含んだ地域住民評価委員会のような全市・地域を一体化した組織が必要
- ・ NPO、ボランティア団体に参加する会員等、人権について関心の高い自治活動家を養成し、行政ニーズを吸い上げ、相互扶助のコミュニティづくりを進める

◆ 評価システム

- ・ 多岐にわたる評価システムの充実と市民の声（要望、苦情等）が把握できる仕組み
- ・ 専門委員による評価委員会議（戦略の明示）
- ・ 評価チェックシートの作成、配布・発信（個人の市民、民間団体、人権団体および地域団体）、回答の結果内容により、検証した上で勧告を発する制度も必要
- ・ 行政自ら中間報告、事後報告（収支決算、事業実績、効果等の評価書）を行い、それを広く検索・閲覧できるようにする、その報告書に対する市民（団体）の意見を参考に、事業について検証する外部の機関が必要
- ・ 特定の人意見にだけ耳を傾けるのではなく、声なき大多数の市民の意見を聞く仕組みや体制をつくること（市議員選挙時に意見箱を設け行政への意見を書いてもらうとか）
- ・ 今回のようなパブリックコメントを求める活動を定期的実施すること
- ・ 電子空間上における人権侵害事象の調査分析チーム
- ・ 人権行政としての施策や事業実施後に効果・効率を点検する評価システムは必要、事業の成果や課題の評価も必要であり、効率性だけでなく人権の視点からの質的評価が必要
- ・ 「人権行政基本方針」の「施策の事業効果についての評価・検証」、推進本部の「各分野の施策の進捗状況などをチェックし、市民に公表」する役割、審議会の「人権行政を推進するためのさまざまな方策について調査・審議する」役割を具体化すべき

◆ 第3者委員会

- ・ 人権行政を推進するにあたりその推進具合をチェックしたり、軌道修正する第3者機関が必要である
- ・ 第3者委員会のようなチェックの仕組みを作る、当事者が参加する第3者委員会
- ・ 市民オンブズマン制度の活用、第3者、市民団体が構成する監査体制
- ・ 人権オンブズマン制度の創設（課題ごとの専門家と、専門性を持った事務局）
- ・ 企業と市民でタッグを組んでチェックする機関を作る
- ・ 第3者委員会等を作っても客観的とは限らない

◆ 市長、議会

- ・ 議会や議員が中心になって人権に関するチェックを行うべき
- ・ 市長や議員など、行政の顔になっている人が人権尊重のモデルになってほしい
- ・ 市長自らももっといろんな場に出て意見を聞くべき
- ・ 市議会（各委員会）の徹底した議会制民主主義の確立のもとでのチェック体制

◆ CSR（企業の社会的責任）の考え方、方法論の組み入れ

- ・ 「人権への配慮」「環境への配慮」「コンプライアンスの確保」「就業形態の多様化」等、行政組織運営そのものを、社会、環境、人間といった側面から見直す
- ・ 地域住民の声を的確に受け止め、それに基づいた政策目標を掲げ、その実行過程を公表し、その評価を踏まえて新たな声を再度受け止めていくというPDCAサイクルの強化

◆ 困難性

- ・ 人権問題をチェックするのは難しい
- ・ 「チェック」というと監視のイメージがある、行き過ぎると人間としての不完全さを認め合うゆとりがなくなるのではないか

(7) その他（自由意見）

◆ 現在の社会状況

- ・ 多様な価値観が存在する現代社会において逆行するかのよう格差が広がっている
- ・ 被差別部落に現れる様々な課題は現代社会の様々な課題と共通している
- ・ 社会的格差が拡大し、地域や人のつながりが希薄になり、人権も含めた地域が抱えている課題はますます複雑化、高度化し、行政だけで解決できる、あるいは解決すべき範囲は狭まっている
- ・ パソコン・携帯電話等ここ10年でIT環境は一変した、学歴構造や高齢化を原因として情報格差が生じている
- ・ 地域コミュニティの弱体化が進み、全区に人権問題が存在している現状

◆ 人権とは、人権問題、人権行政とは

- ・ 日常生活全般の中での人権に広く視点を向けて、福祉、教育、社会保障、特に虐待、過労働、介護、医療、住まいに関する問題等、幅広く捉えることが必要である
- ・ 最大の人権侵害は戦争、最後に守るべきは最終医療（ターミナルケア）尊厳死の問題
- ・ 人権意識とは、自己責任をおしつけられ独立している当事者をエンパワメントすることにはじまり、すべての人をつないでいくことではないか
- ・ 憲法が保障する基本的人権は、「国民の不断の努力によって保持、国民はこれを濫用してはならない」となっている
- ・ 国際的人権規範を市民生活の中で実現すること
- ・ 人権問題は大きな問題で、権利を尊重し擁護することは大切だが、権利と同様に義務と責任を市民と考えるべき
- ・ これまでの人権行政の成果や課題を当事者とともに総括するべき
- ・ 人権問題については長い時間がかかることが多い、単に数字だけで語らないでほしい
- ・ 誰もが安心して暮らせる地域、みんなが生活をともに楽しめる地域づくり
- ・ 人権行政といわれてもむずかしいので、市民行政といったほうがよいのでは
- ・ 人権行政・人権教育・同和行政の概念を明確にすべき
- ・ 憲法論・目的論的視点、対象論的視点、内容論的視点、役割論的視点など、それぞれの役割から人権行政とは何かを整理する
- ・ 大阪市の最重要課題に人権行政の推進を位置づけ、市政全体を人権行政として展開する、人権尊重のまちづくりに積極的にとりくむ
- ・ 大阪市の人権行政の重要な柱に同和行政の推進を明確に位置づける
- ・ これまでの同和・人権行政の正しい評価が必要
- ・ これまでの同和行政の成果を損なうことなく継続発展した人権施策を行うこと
- ・ 財政事情もあるが、お金をかけずできることをし、大阪市の人権水準を下げないように
- ・ 大阪市は人権を心の問題にすり替えており、憲法に保障されている内心の自由を差別だと断定することはまちがいで重大な人権侵害である
- ・ 人権侵害や差別を受けた被害者をどう支えるかを中心に据えなければ人権行政の中心軸がぼける
- ・ 現実に差別事件として取り扱われていない事例（結婚差別、就職差別、入居差別など）が存在している現実を踏まえること

◆ 人権にかかわる各種団体の登録制度

- ・ 人権行政における事業協力の意思やそれぞれが持つノウハウや活動実績等を、団体自らが登録できる制度の創設の提案
(人権相談、人権擁護、人権救済、人権啓発、人権教育等の事業を計画する際、広く公募してほしい、この公募の条件に登録を必要とする)
(人権啓発・教育コーディネーターの養成講座や人権相談における対応の研修会等を市主催で行い、修了者(団体)に対して任意で登録ができるようにする)
- ・ 人権問題で実績のある団体を認定し、よきパートナーシップを組むこと

◆ 行政の責務、役割

- ・ 人権行政を個々の人権問題を解決する施策を含んだトータルなものとして構築すべき
- ・ すべてが行政の責務ではない、行政としての責務の範囲を明確にすべき
- ・ 人権行政の評価基準を明らかにすること
- ・ 憲法を具体的に暮らしに生かすことが行政の役割であり、それ以上でもそれ以下でもない
- ・ 根強いタブーを解消し、特定の人に偏らない公平な人権行政に取り組むべき
- ・ 行政が率先しなくては、市民の協力は得られないと思う
- ・ 大阪市自らが明らかにした部落差別実態の解消に取り組むべき
- ・ 部落差別、それ以外の差別、人権侵害の実態把握システムを構築すべき
- ・ 市が広く共感を得られる主体性を持って、事業の必要性について検証し、取り組むべき
- ・ 市民に人権について求めるとき、権利と同様に義務と責任を市民と考えるべき
- ・ より多くの当事者団体に意見、協力を求めていく必要がある
- ・ 実態を把握して公平に判断する仕組みが必要
- ・ 人権局、教育委員会に「人権教育推進部」、区に「人権行政企画推進課」の設置を
- ・ 総合評価入札制度など積極的な人権行政の仕組みづくりに取り組むべき
- ・ 同和地区の公営・改良住宅の位置づけを明確にし、ふるさとに住み続けられる住宅政策を確立すべき
- ・ 全国に先駆け、社会的差別を禁止する条例を制定すべき
- ・ インターネット上などの差別先導や差別書き込みを取り締まれる条例の策定
- ・ 地域に根づいた区役所の活用が必要
- ・ 申請主義から告知主義へ変えること
- ・ 差別や人権侵害を解消するための被差別当事者と加差別当事者の責任と役割は、行政責任と別に論じられなければならない
- ・ 人間第一(生身の人間の生活をきちんと踏まえる)の姿勢で取り組んでほしい
- ・ 人権侵害に対しては毅然と立ち向かってほしい
- ・ とりわけ困難を抱えている市民の自己実現に役立つ施策(教育の向上、就労の安定)の充実

◆ 官民協働

- ・ 人権問題は行政だけで解決できるものでも民間だけで解決できるものでもない、官民協働して取り組んでいくため、地域での人権にかかわる組織との協働が必要である
- ・ 財政面、知識面の両面で限界が見えており、あらゆる領域で官民協働が迫られているが、それを個々の事業単位の効率化に留めず、持続可能な地域づくりの理念にまで高めることが重要

◆ 透明性

- ・ 今日の人権問題と、行政の対応の方向性を市民に解かりやすく説明し、解決方法を市民に知らせていくことが真の人権行政につながる
- ・ すべての人が納得できるためにも、行われていることがみんなに知らされるよう、ガラス張りの行政であってほしいと心から願う
- ・ 行財政予算が投入される機関・団体の見直しを行い、可能な限り改善を図る必要がある
- ・ 行政予算が投入される事業実施や機関等のメンバー構成時には、可能な限り公募形式を導入すべき
- ・ 成熟した市民を育てるため委員会等の委員になり行政を身近に考えることが大切、有識者と同数の一般市民によって課題の発見と解決にあたればよりよい人権行政につながる

◆ 広がりをもったネットワーク

- ・ 人権団体だけのつながりでは広がりがない（他の分野との協働）
- ・ メディアとの連携
- ・ 市民皆が大阪の街を愛し、大切にし、差別のない真の国際都市に大阪を発展させていくため協働していくことが望まれる
- ・ 「仮称・市民協働部（室）」のような行政部局づくり、そこを拠点に、大阪市人権協会やNPOなど、広範な市民団体や当事者団体との意見交換の場、人権救済のためのネットワークを構築すべき

◆ 人権文化センター、青少年会館等の機能

- ・ 人権文化センターが担ってきた同和問題・人権問題解決のためのコアセンター機能を同和地域に限定せず全市に展開し、あらゆる人権問題にも対応できるシステムの構築
- ・ 既存資源（人権文化センターや青少年会館、老人センター、障害者会館等）を、積極的・建設的に有効活用し、人権のまちづくりを支援するための機能を持ったセンターと位置づけ、人権行政のインフラを整備すべき
- ・ 「トモノス」「老人福祉センター」「障害者会館」「青少年会館」「人権文化センター」等を地域の財産として再生活用し、地域住民参加の「施設運営協議会」のもとで運営する
- ・ 人権文化センターを、利用率という貸館の物差しでなく、人権侵害の実態をどれだけ把握しているか、地域住民の自立に向けた取り組みをどれだけしてきたかという点で評価するよう要望する
- ・ 子どもたちのために、青少年会館を残し、元の青少年会館に戻してほしい
- ・ 青少年会館を利用して活動をしてきた、残してほしい
- ・ 高齢者が利用できる施設に比べ、子どもや青少年が利用できる施設は少ない（トモノス、児童館、青少年会館の廃止）、青少年会館を子どもたちのために有効利用できる施設にする方策を考えてほしい
- ・ 青少年会館の所管を早急に子ども青少年局に移管してほしい（青少年の社会教育として）

◆ 中学校給食

- ・ 中学校給食は廃止するのではなく、全中学校実施に向けたモデルとして有効活用すべき、財源論もあるが、これからの大阪、日本を担う子どもたちのために英断すべき
- ・ 中学校給食は、「食育」という観点から、市内全域に拡大すべきである
- ・ 中学校の給食を12校から全校に拡大するべき

◆ この意見募集の活かし方

- ・ 記入した内容を真摯に検討してほしい
- ・ 意見募集が表面上で終わることなく、広く聞く耳を持ち、真に人権行政のあり方を問い、人権擁護を図れるように願う

◆ その他

- ・ 外国人にかかる焦眉の未解決問題について（現地視察、面談の実現）
- ・ 外登証の提示の強要等、外国人の人権侵害の実態の把握について
- ・ 在住外国人の人権（生活通訳、子どもの就学、母語・母文化保障の取り組み）について
- ・ 発達障害児のための療育機関の設置について
- ・ 同和教育について
- ・ 子どもの人権擁護（学校内のいじめ、不登校等）の活動への支援について
- ・ 大人と子どものふれあいの場
- ・ 働く女性が安心して子育てできるような施設の充実
- ・ 障害者自立支援法の問題と、行政の姿勢について
- ・ 障害者（児）の理解が差別をなくすきっかけ、人間の理解について
- ・ 高齢者、障害者、児童などへの虐待をなくすための取組は、虐待の背景にある社会的問題の解決に取り組むこと
- ・ 社会的弱者（精神的・身体的障害者、高齢者）に対する対応、介護、保障の充実
- ・ IT教育を進めるNPOとして、新しい枠組みでの教育システムの構築を願う
- ・ 「国連グローバル・コンパクト」への大阪市の参加について
- ・ ジェンダー問題の解決について
- ・ 審議会委員の無知と審議会への不信、抗議、解散要求
- ・ 「内閣府同和対策審議会答申」、「大阪市における今後の同和行政のあり方について（意見具申）」、「大阪市人権行政基本方針」の尊重
- ・ 同和行政の見直しへの抗議と説明責任の要求
- ・ 同和問題の解決に向けた審議会、大阪市人権協会の機能、人権尊重のまちづくりへの支援、相談機能、人権問題顕彰制度、同和教育・人権教育の推進、人権教育研究協議会の活用、ちゃいるどネット、青館連への参加等について
- ・ 人権の総合的なセンターの設置（旧同和地区外）、旧同和地区住民の生活実態調査の実施等について
- ・ 男女共同参画の実現に寄与するクレオ大阪について
- ・ 地域でIT教育を核にしたNPOの意見
- ・ 個別課題ごとの委員会や審議会の設置について
- ・ 民間活力を活かす人権行政について
- ・ 大阪市人権協会とのパートナーシップ、大阪市人権啓発推進協議会のあり方等について
- ・ PTAなどの保護者会活動、はぐくみネットなどの地域教育活動の重要性
- ・ 当事者、教員、教育委員会、専門家、学識経験者などによる人権教育推進のための懇話会の設置
- ・ 人権尊重のまちづくりへの取り組み、同和行政の成果の活用、人権教育企画室の復活、部落解放・人権研究所等への支援、人権教育・啓発推進計画の実施状況の評価等
- ・ 公営住宅行政、被差別部落の「まちづくり」の成果、人権のまちづくり、大阪府の青年自立支援事業との連携、人権保育等について

- 人権教育企画室の廃止の失敗、不登校問題、いじめ対策、困難を抱える子どもの課題、クラーの小中学校への設置等について
- オピニオンリーダーの育成、団体との連携と支援
- 小学校区単位の地域住民による地域福祉・人権活動の推進について
- 調査が人権侵害につながる事があることは否定できないが、調査をしなかったが為に人権が踏みにじられることも多くある
- 外郭団体の全廃、天下りの全廃
- 大阪府の青少年自立支援事業との連携
- 青少年会館指導員の有効的な活用
- 事業案コンペによる事業の選抜

平成19年6月

市民のみなさまへ

大阪市人権施策推進審議会
会 長 中川喜代子

「今後の人権行政のあり方」に関する意見を募集します

大阪市人権施策推進審議会は、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権尊重の社会づくりに関する事項について調査審議することを目的として設置されております。

本審議会では、大阪市長から、平成18年12月1日に「今後の人権行政のあり方について」と題する諮問を受けたことから、現在答申策定にむけた課題整理や検討を進めております。

このたび、大阪市の人権行政（市民の人権を守り促進する大阪市の取り組み）の現状や課題並びに今後の人権行政のあり方に関するご意見を広く市民のみなさんから募集することになりました。

応募していただいたご意見につきましては、答申策定に向けての審議の参考にさせていただきますので、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

【意見募集実施要領】

1. 対象者

さまざまな人権問題に関心をお持ちの市民（団体）

2. 意見を募集する項目

別紙調査シート（個人意見用）または（団体意見用）をご参照ください。

なお、調査シートにつきましては、大阪市市民局ホームページ <http://www.city.osaka.jp/shimin/> からダウンロードしていただけます。

3. 意見を募集する期間

平成19年6月11日（月）から7月20日（金）（当日消印有効）

4. 意見の応募方法

郵送、ファックス、電子メールのいずれでも可能ですので、調査シート（個人意見用）または調査シート（団体意見用）に必要な事項、ご意見をご記入のうえ、下記のあて先までお寄せください。

宛名：大阪市人権施策推進審議会事務局
（大阪市市民局人権室推進担当）

【郵送の場合】

郵便番号 〒530-8201（住所記載不要）

【ファックスの場合】

ファックス番号 06-6202-7076

【電子メールの場合】

メールアドレス iken720@city.osaka.lg.jp

5. ご注意いただきたいこと

- ・お電話や窓口での口頭によるご意見は原則として受け付けておりませんので、ご了承ください。ただし、さまざまなご事情により調査シートへのご記入等が困難な場合は、下記事務局までお問合せください。
- ・いただいたご意見についての個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。なお、個別の論点にかかる賛否の数を問うものではありません。
- ・いただいたご意見を公表する場合には、氏名または団体名・代表者名および連絡先（電話番号、メールアドレスなど）は除きます。

6. お問い合わせ先

大阪市人権施策推進審議会事務局

大阪市市民局人権室推進担当

電話番号：06-6208-7618

ファックス番号：06-6202-7076

メールアドレス：iken720@city.osaka.lg.jp

人権行政のあり方に関する意見募集（調査シート） 団体意見用

団体名		代表者名	
連絡先 <small>（電話番号、メールアドレスなど）</small>			

※ こちらから連絡させていただく場合がありますので、必ずご記入ください。
ただし、ご記入いただきました個人情報につきましては、審議会の意見募集以外の目的には一切使用いたしません。

(1) 大阪市の人権行政（市民の人権を守り促進する大阪市の取組み）の現状について、あなた方の団体は、どのように評価していらっしゃいますか。1つ選んで右の□のなかに番号をお書きください。

- ① 評価できる ② どちらかといえば評価できる ③ あまり評価できない ④ 評価できない

(2) 大阪市の人権行政の現状について、あなた方の団体の率直なお考えをお聞かせください。

- ・ 評価できるのは、具体的にどのようなことですか。

.....

.....

.....

.....

- ・ 評価できないのは、具体的にどのようなことですか。

.....

.....

.....

.....

(3) 大阪市が人権行政を推進するにあたって、行政と市民との「協働」（大阪市と市民との対等な協力関係）は必要だと思われますか。1つ選んで右の□のなかに番号をお書きください。

- ① 必要だ ② どちらかといえば必要だ ③ あまり必要ではない ④ 必要ではない

(4) 大阪市が人権行政を推進するにあたって、行政と市民との協働において、あなた方の団体が、大阪市内に期待しておられるのはどのような支援・連携ですか。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

人権行政のあり方に関する意見募集（調査シート） 個人意見用

氏名	
連絡先 <small>（電話番号、メールアドレスなど）</small>	

※ こちらから連絡させていただく場合がありますので、必ずご記入ください。
ただし、ご記入いただきました個人情報につきましては、審議会の意見募集以外の目的には一切使用いたしません。

(1) 大阪市の人権行政（市民の人権を守り促進する大阪市の取組み）の現状について、あなたは、どのように評価していらっしゃいますか。1つ選んで右の□のなかに番号をお書きください。

- ① 評価できる ② どちらかといえば評価できる ③ あまり評価できない ④ 評価できない

(2) 大阪市の人権行政の現状について、あなたの率直なお考えをお聞かせください。

- ・ 評価できるのは、具体的にどのようなことですか。

.....

.....

.....

.....

- ・ 評価できないのは、具体的にどのようなことですか。

.....

.....

.....

.....

(3) 大阪市が人権行政を推進するにあたって、行政と市民との「協働」（大阪市と市民との対等な協力関係）は必要だと思われますか。1つ選んで右の□のなかに番号をお書きください。

- ① 必要だ ② どちらかといえば必要だ ③ あまり必要ではない ④ 必要ではない

(4) 大阪市が人権行政を推進するにあたって、行政と市民との協働において、あなたが、大阪市に期待しておられるのはどのような支援・連携ですか。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

